

規 則

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第35号

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中の見出し中「経由」を「提出」に改め、同条中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、条例及び」を「政令、省令、条例又は」に、「定めるところにより、知事に」を「規定により」に、「営業所」を「営業施設」に、「所管する保健所長を経由しなければ」を「管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければ」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、法第56条第2項（法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条第1項若しくは第58条第1項、政令第5条第2項、省令第67条、第71条若しくは第71条の2、条例第6条又は第10条の規定により提出する書類にあっては、正本1通を営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

第3条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第4条中「保健所」を削る。

第7条の見出し中「設置及び」を「選任又は」に改め、同条中「第49条第1項の」を「第49条第1項に規定する」に、「別記第3号様式」を「国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式（以下「国準拠様式」という。）」に改める。

第8条及び第9条を削る。

第10条の見出し中「申請手続」を「申請書」に改め、同条第1項中「第67条の」を「第67条に規定する」に、「別記第4号様式」を「国準拠様式」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条

とし、同条の次に次の1条を加える。

(営業許可証の交付)

第9条 条例第5条第1項の規則で定める営業許可証(以下「営業許可証」という。)は、国準拠様式によるものとする。

2 知事は、法第55条第1項の営業の許可をしたときは、営業許可証を交付するものとする。

第11条から第13条までを削る。

第14条の前の見出しを削り、同条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「別記第6号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「(営業許可証の再交付)」を付する。

第15条中「前条」を「知事は、前条」に改め、同条を第11条とする。

第16条の見出し中「許可業者」を「許可業者又は届出業者」に、「届出手続」を「届出書等」に改め、同条第1項中「第70条第1項の」を「第70条第1項に規定する」に、「別記第7号様式から別記第9号様式まで」を「国準拠様式」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第12条とする。

2 法第57条第2項において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による届出業者の地位の承継の届出は、国準拠様式によりしなければならない。

第17条の見出し中「申請事項」を「申請事項又は届出事項」に改め、同条第1項中「申請事項の」を「申請事項又は届出事項の」に、「別記第10号様式による営業許可申請事項変更届によって」を「国準拠様式により」に改め、同条第2項を削り、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(営業の届出書)

第13条 省令第70条の2に規定する営業の届出書は、国準拠様式によるものとする。

第18条の見出しを「(廃業の届出書等)」に改め、同条第2項中「第6条第2項の」を「第6条第2項の規則で定める」に、「別記第12号様式」を「別記第5号様式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「休業又は廃業」を「規則で定める休業」に、「別記第11号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第15条とする。

省令第71条の2に規定する廃業の届出書は、国準拠様式によるものとする。

本則に次の1条を加える。

(食品等の回収の届出手続)

第16条 法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出は、国準拠様式によりなければならない。

別表を削る。

別記第2号様式中

「申請者 住所

氏名 』

を

「申請者 郵便番号

住所

ふりがな
氏名 』

に改め、同様式注中「検査命令書」を「検査命令書（別記第1号様式）」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

保健所長 様

許可業者 郵便番号

住所

ふりがな

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

営業許可証再交付申請書

営業許可証の再交付を受けたいので、高知県食品衛生法施行細則第10条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

営業施設	所在地	郵便番号
	名称、屋号 又は商号	電話番号
営業の種類		
営業許可番号		
営業許可年月日		年 月 日
営業許可の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
申請理由		紛失 ・ 毀損

- 注 1 法人の名称及び代表者の氏名並びに「営業施設」の「名称、屋号又は商号」欄は、振り仮名を付けてください。
- 2 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
- 3 営業許可証を毀損したときは、その営業許可証を添えてください。

第4号様式 (第15条関係)

年 月 日

保健所長 様

許可業者 郵便番号

住所

ふりがな
氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名)

電話番号

生年月日

年 月 日

営業休業届出書

営業を休業しますので、高知県食品衛生法施行条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

営業施設	所在地	郵便番号
	名称、屋号 又は商号	電話番号
営業の種類		
営業許可番号		
営業許可年月日		年 月 日
営業許可の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
休業予定期間		年 月 日から 年 月 日まで

- 注 1 法人の名称及び代表者の氏名並びに「営業施設」の「名称、屋号又は商号」欄は、振り仮名を付けてください。
- 2 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
- 3 「休業予定期間」欄は、休業予定期間が未定の場合は、休業を開始する予定の日のみを記入してください。
- 4 営業を30日間以上休業しようとするときに届け出てください。

第5号様式（第15条関係）

年 月 日

保健所長 様

許可業者 郵便番号

住所

ふりがな
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

電話番号

生年月日

年 月 日

営業再開届出書

営業を再開しますので、高知県食品衛生法施行条例第6条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

営業施設	所在地	郵便番号
	名称、屋号 又は商号	電話番号
営業の種類		
営業許可番号		
営業許可年月日		年 月 日
営業許可の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
再開予定年月日		年 月 日

- 注 1 法人の名称及び代表者の氏名並びに「営業施設」の「名称、屋号又は商号」欄は、振り仮名を付けてください。
- 2 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
- 3 営業を再開する日の5日前までに届け出てください。

別記第6号様式から別記第12号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

◎高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則